平戸市農業委員会第12回総会議事録

■開催日時:令和4年3月25日(金)9時30分~11時03分

■開催場所:平戸市役所3階会議室

■農業委員:18人中17人出席 欠席委員:17番 欠員 1番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員:18人中11人出席 欠席委員:7、8、9、10、11、17,18番

■総会公開非公開の別:公開 ■傍聴人数:0人

- ■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事
- ■関係課 松本農山村対策班長 山中農林課主事補
- ■書記の職氏名 職氏名:林事務局長
- ■議事録の公開 公開
- ■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第27号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第29号 使用貸借解約通知書について

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 非農地通知申出について

議案第65号 非農地通知取消について

議案第66号 第12回農用地利用集積計画(案) について

議案第67号 平戸市農作業賃金等標準額について

議案第68号 特定農地貸付けの承認について

日程6 閉会

発	言
者	名

会議の概要

■日程1 開会宣言

事務局

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第12回総会を開会いたします。

開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。

■日程2 会長あいさつ

会長

委員の皆様、改めましておはようございます。お忙しい中、出席方 ありがとうございます。

コロナも少し少なくなってきているようです。

春の農作業の時期に入りましたので、事故等起こさないように起きないように十分な注意をしながら農作業を行ってください。

本日は、報告3件、議案が7件となっております。最後までご審議 いただきますようお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、 農業委 17 番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたし ます。

よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、 以降の進行につきまして川村会長にお願いいたします。

■日程3 議事録署名人及び書記の指名

会長

それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録 署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

「異議なし。」と認めます。

それでは、議事録署名委員に9番、10番委員、書記に林局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

■日程4 会務報告

次に日程第4、3月の会務報告及び4月の会務予定について事務局 が報告いたします。

事務局

それでは3月の主な会務報告をいたします。(3月会務報告を報告)

次に4月の行事予定を申し上げます。(4月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。

会長

それでは次回、4月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を4月25日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市 役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありません か。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議がありませんので、次回の総会日程を4月25日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。

■日程5 議事

《報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について》

次に、「報告第27号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用 届」について、事務局の報告説明を求めます。

事務局

議案の説明は $2 \cdot 3$ ページになります。3ページをご覧ください。整理番号1番 届出人は記載の通りです。

届出農地は、田平町小手田免字浮津 825 番 3、現況地目「畑」面積 196 ㎡。事由は記載の通りです。

整理番号2番 届出人は記載の通りです。

届出農地は、野子町字馬込 5011 番 1、現況地目「畑」面積 201 ㎡。 事由は記載の通りです。報告第 27 号の説明は以上です。

(スライド説明)

報告第27号の説明は以上です。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは、質疑を終結し、報告第27号を終わります。

《報告第28号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について》

次に、「報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます。

事務局

議案の説明は4ページになります。5ページをご覧ください。 整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、大石脇町字下り道 2202 番 1、現況地目「田」面積 1,165 ㎡。契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は貸し人、借り人の合意によるものです。

整理番号2番 貸人、借人は記載の通りです。

貸借農地、戸石川町字一ツ石 135 番 1、現況地目「畑」面積 1,500 ㎡。契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は借り人の変更によるものです。

整理番号3番 貸人、借人は記載の通りです。

貸借農地、田平町本山免字新田 409 番 1、現況地目「畑」面積 2,743 m²他 1 筆、合計 3,286 m²。契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は、借り人が耕作できないことによるものです。

報告第28号の説明は以上です。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは、質疑を終結し、報告第26号を終わります。

《報告第29号 使用貸借解約通知書について》

次に、「報告第29号 使用貸借解約通知書」について、議事参与の 関係がありますので議事参与以外の分から事務局の説明をお願いし ます。

整理番号5番を除いた分について報告説明を求めます。

事務局

議案の説明は6ページになります。7ページをお願いします。

整理番号5番を除いたものについて説明いたします。

整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。

貸借農地、田平町本山免字大山 224番、現況地目「畑」面積 3,009 ㎡。契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は借り人の変更によるものです。

整理番号2番から整理番号4番まではご一読をお願いします。 なお解約理由はいずれも借り人の変更によるものです。

整理番号1番から4番の説明は以上です。

会長

ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは質疑を終結します。

次に報告第29号中、整理番号5番について議題とします。

この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」 規定に基づき、農業委員「3番 松本 一郎」委員の退席を求めます。 (松本委員の退席)

それでは同議案中、整理番号5番について、事務局から報告説明を

お願いします。

事務局

整理番号5番について説明いたします。

貸人、借人は記載の通りです。

貸借農地、田平町小崎免字廣久保 288 番 1、現況地目「畑」面積 1268 ㎡ 他 2 筆 計 5,026 平方メートル

契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は借り人の変更によるものです。

整理番号5番についての説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。発言の ある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは、質疑を終結し、報告 29 号を終わります。 それでは、「3 番 松本 一郎」委員の入場を求めます。 (松本委員の入場)

《議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について》

次に、「議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案書 $8\sim9$ ページをご覧ください。説明は9 ページになります。

整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地は志々伎町字下代739番、地目は田で1,272㎡ 譲受人の耕作面積は8,175㎡になり、田平地区の下限面積30aを クリアします。理由は農業経営拡大のため、売買による所有権移転 となります。

(スライド説明)

説明は以上のとおりです。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案 62 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 62 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について》

次に、「議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案書 $10\sim11$ ページをご覧ください。説明は 11 ページになります。

整理番号1番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。

申請農地ですが、坊方町字山ノ内 160 番 1、地目は田で、地積 1,073 ㎡他 3 筆、合計面積 1,278 ㎡になります。農地種別は第 2 種 農地となります。用途は資材置き場で工務店の資材置き場が狭くな ったことから新たに設置するものです。

(スライド説明)

以上、ご審議のほどよろしくお願いします

会長

関係委員の説明については、11月総会で、農業振興地域の変更時に 一度説明を行っていますので除き、質疑を行います。発言のある方は 挙手を願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 58 号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 63 号を原案のとおり許可することで決定 いたします。

《議案第64号 非農地通知申出について》

次に、議案第64号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明 を求めます。

事務局

議案書 $12 \cdot 13$ ページをご覧ください。説明は 13 ページになります。

整理番号1番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、生月町里免字城井田 3044 番 2、地目は畑で、地積 274 ㎡。現況は雑種地となっています。

整理番号2番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、坊方町字山ノ内 1592、地目は田、面積 13 ㎡外 2 筆、合計 84.91 ㎡となります。現況は原野となっています。

整理番号3番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、戸石川町字太田平 352 番 1、地目は畑、面積 243 ㎡外 1 筆、合計面積は 486 ㎡。現況は原野となっています。

(スライド説明)

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。ただし、整理番号2番については農業振興地域除外申請時に行っていますので、補足説明は除き整理番号1・3番をお願いします。

15 番委員

議案64号 整理番号1番の補足説明を行ないます。

令和4年3月17日午前11時頃から、生月地区農業委員、推進委員、 申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。

申出地については、むかしは、所有者が家庭菜園として利用していましたが、高齢化とともに、耕作できなくなり、10年近く放置していた状態でありました。

だが、周辺が住宅地であることから、5年前頃に、農地を鎮圧し、 雑草が生えないようシートを覆った状態となっております。

現況の写真のとおり、トラクター等の進入ができなく、農地の地面も固く、傾斜もあることから、今後も耕作できるような状態でないと判断します。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

18 番委員

議案64号 整理番号3番の補足説明を行ないます。

令和4年3月16日午後2時頃から、北部地区農業委員、推進委員、 申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。

申請地の352番1については、写真のとおり家庭菜園的なもので、一部は山林化しているところです。

358番については、「夏みかん」が実っておりますが、長年、適切な管理がされておらず、背丈が伸びている状況でありました。

現況の写真では、雑草等が生えていない状況でありますが、昨年の 9月、私が農地利用状況調査を実施した時は、いっぱい雑草が生い茂 っており、判定を「B」にしたところであります。

土地所有者も 80 歳以上と高齢となっており、進入路等に段差があり、トラクターの出入りが困難であることから、今後も耕作できないと判断します。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会長

ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

6番委員

非農地判断について、高齢化で後継者がいない、借り手がいない、管理人が農業者ではない、管理ができない等、 農業委員・推進委員の肩書をもらっているが、専門ではないので現地で判断が違う場合がある。

事務局

非農地については、状況調査で山林・原野化し、B判定になったものが、対象になる。また、状況からして農地に復元できないもの、農業機械等が入らない農地等、継続して利用が見込めない農地も対象になる。ただ、農地として利用がどうかと思われる農地については、流動化の推進など行っていますが、数年後、利用されないでそのままの状態であれば非農地として認めざるを得ない場合もある。判断が難しい農地については、現地で相談し判断をしていきたい。

6番委員

農業機械といえば、草刈り機も農業機械であり、果樹などの樹園 地であれば、草刈りをすれば管理はできる。20年以上も経っていれ ば下は雑草であり、管理はできるもの。管理者がいないのであれば 仕方ないと思うが今後増えてくると思うが考慮してほしい。

会長

他にありませんか。質疑がありませんので、質疑を終結し採決に 入ります。

議案第64号について原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第 64 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第65号 非農地通知取消について》

次に、議案第65号「非農地通知取消」について、事務局の提案説明 を求めます。

事務局

現在、獅子地区について非農地通知を発出していますが、その中で 現在、農地として利用されている農地の申し出があっています。

現地確認の上、農地であり耕作されていることの確認が取れました ので非農地を取り消すものです。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案 65 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第65号について、原案のとおり決定いたし

ます。

《議案第66号 第12回農用地利用集積計画(案)について》

次に、議案第66号 第12回農用地利用集積計画(案)について、 議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお 願いします。

議案中、整理番号7番・9番・10番を除いた分について事務局の 提案説明を求めます。

事務局

議案の説明は16ページになります。17ページ上段をお願いします。 整理番号7番、9番、10番を除いたものについて説明いたします。 利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権 の設定になります。

整理番号1番

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、生月町壱部字初牟田 3751 番、現況地目「田」、面積 1,266 ㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。合計 新規 1 件 筆数 1 筆 面積 1,266 ㎡となります。

17ページ下段をお願いします。

利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の設定になります。

整理番号2番。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、宝亀町字平松 514番、現況地目「田」、面積 1,310㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号3番から18ページ整理番号6番までについてご一読をお願いします。

小計、再設定 5 件、筆数、13 筆、面積、12,572 ㎡となります。 続きまして、19 ページ上段をお願いします。

利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。

整理番号8番。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、無代寺町字寺田 162 番 1、現況地目 「田」、面積 3,678 ㎡。設定する利用権については、記載のとおりで す。

合計 新規1件 1筆 3,678 ㎡となります。

会長

ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行いま す。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第66号中、整理番号7番・9番・10番を除いた分について、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第66号中、整理番号7番・9番・10番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案中7番を議題とします。

この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」 規定に基づき、推進委員「14番 中村 正利」委員の退席を求めます。 (中村委員の退席)

それでは、同議案中7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

18ページをご参照ください。整理番号7番

利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の設定になります。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、田平町下寺免字中村 969 番 1 ほか 1 筆計、1,267 ㎡

設定する利用権については、記載のとおりです。

小計、再設定が1件、筆数が2筆、面積が1,267 ㎡となり、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の設定については全体で再設定が6件、筆数が15筆、面積が13,839 ㎡となります。

整理番号7番の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

同議案中、整理番号7番ついて原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、同議案中、整理番号7番について、原案のとおり 決定いたします。

それでは、「14番 中村 正利」委員の入場を求めます。

(中村委員の入場)

次に、同議案中9番・10番を議題とします。

この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」 規定に基づき、農業委員「12番 青崎 日出男」委員の退席を求めま す。

(青﨑委員の退席)

それでは、同議案中9番・10番について、事務局から説明をお願い します。

事務局

19ページをご参照ください。整理番号9番

利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃貸借権の設定になります。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、田代町字田原 509 番 1、現況地目「田」面積 1,549 ㎡他 2 筆 計 4,163 ㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号10番につきましてはご一読をお願いします。

合計、新規2件、筆数が4筆、面積が5,710 m²となります。

整理番号9番および10番の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

同議案中、9番・10番ついて原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、同議案中、9番・10番について、原案のとおり決 定いたします。

それでは、「12番 青﨑 日出男」委員の入場を求めます。

(青﨑委員の入場)

《議案第67号 平戸市農作業賃金等標準額について》

次に議案第67号「平戸市農作業賃金等標準額」について、事務局の 提案説明を求めます。

事務局

それでは、資料 20 ページをご覧ください。説明は 21 ページからになります。

参考にしているのは、長崎県最低賃金、及び、他市の状況等を踏ま え長崎県農業会議が集計した情報などを考慮し、標準額としておりま す。ご一読ください。

会長

ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行いま す。発言のある方は挙手をお願いします。

6番委員

時給について、端数が出ているが何とかならんか。

事務局

県の最低賃金を参考にしている。上限は最低賃金に 1.25 倍 (割増賃金) している。

3番委員

軽油等、高騰している。今後、高騰していくと賃金等成り立たなくなる場合があると思うが、高騰した場合に、いくらか賃金を調整できるよう文言を記載するべきでは。

事務局

備考欄に記載をする。

12 番委員

消費税について

事務局

標準額については税抜き価格であるので、申告や相手方と協議するときに話し合ってもらいたい。

会長

他にありませんか、質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第 67 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第 67 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第68号 特定農地貸付け申請の承認について》

次に議案第68号「特定農地貸付け申請の承認」について、事務局の 提案説明を求めます。

事務局

議案の24・25ページをご覧ください。

市内で初めての申請でありますが、農地の貸付事業を行うことの申請であり、そのためには農業委員会の承認を受ける必要があり農業委員会は申請された協定・貸付規定を審査し、問題がなければ承認することになります。

(スライド説明)

農林課

区画は 25 区画あり、1 区画の面積は約 30 ㎡となっている。 利用者としては、家庭菜園として規模拡大をする方やデイサービス利 用者が利用している。現在は、農家の方が、農園利用方式で運営をし いるが、今回、まちづくり協議会が運営をしたいということで申請があっております。貸付協定には平戸市との管理・運営を規定したもの、貸付規定には、運営協議会が行う実施・運営を定めたものです。このことについて協議をお願いします。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

4番委員

一区画当たりの面積の上限はあるのか。

事務局

1区画 1,000 ㎡未満 (1反未満)。全体の面積はない。

3番委員

売ったりはできないのか。

事務局

市民農園であり、営利目的には利用できない。

13 番委員

賃借料は発生するのか。

事務局

発生します。農業委員会の賃借料を参考にして決める予定。 1 区画年間 6,000 円、10 月以降は 3,000 円を予定している。

他にありませんか。質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第 68 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第 68 号について、原案のとおり決定いたします。

■日程6 閉会

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻:11時03分	
議長	印
議事録署名人	
9 番委員	印
 10 番委員	印

■農業委員名簿

地区	議席番号		氏	名	
	16	岡	村	勝	彦
北	6	前	原	正	行
部	10	寺	田	俊	雄
	7	神	田	孝	夫
	14	本	山	勝	茂
中部	2	前	Ш	_	夫
	8	濵	﨑	保	久
	12	青	﨑	3 出	男
南部	9	彐	下	忠	平
	17	末	永	定	之
	11	谷	本	雅	嗣
生月	19	Л	村	政	幸
, ,	15	蜜	山	隆	満
	3	松	本	_	郎
平	1		欠	員	
	13	大	山	荒	助
大	4	藤	沢	和	正
島	5	松	山	浩	幸
	18	桝	屋	可	恵